第八十四条の四を第八十条とし、第八十五条を第八十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（デジタル社会の形成）

第八十二条　国及び地方公共団体は、沖縄におけるデジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成に資するため、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

第八十六条の前の見出しを削り、同条を第八十三条とし、同条の前に見出しとして「（国際協力及び国際交流の推進）」を付し、第八十七条を第八十四条とし、第八十八条を第八十五条とする。

第六章中第八十九条の前に次の節名及び三条を加える。

第一節　北部地域及び離島の地域の振興

（北部地域の振興）

第八十六条　国及び地方公共団体は、北部地域（沖縄の北部の地域のうち政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、北部地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一　北部地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置

二　北部地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置

三　前二号に掲げるもののほか、北部地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の北部地域の振興を図るために必要な措置

（離島の地域の振興）

第八十七条　国及び地方公共団体は、離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、離島の地域の振興を図るため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一　離島の地域の特性に応じた観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興を図るために必要な措置

二　離島の地域への移住及び定住の促進を図るために必要な措置

三　前二号に掲げるもののほか、離島の地域における雇用機会の拡充、教育の振興、福祉の増進、医療の確保、生活環境の整備その他の離島の地域の振興を図るために必要な措置

（離島の旅館業に係る減価償却の特例）

第八十八条　離島の地域内において旅館業（下宿営業を除く。次条において同じ。）の用に供する設備の新設、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は増設をした者がある場合には、当該新設、改修又は増設に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行うことができる。

第八十九条を次のように改める。

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第八十九条　第九条の規定は、地方税法第六条の規定により、地方公共団体が、離島の地域内において旅館業の用に供する設備の新設、改修若しくは増設をした者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは離島の地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときに準用する。

第二節　その他の措置

第九十条を次のように改める。

（無医地区における医療の確保等）

第九十条　沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一　診療所の設置

二　患者輸送車（患者輸送船を含む。）の整備

三　定期的な巡回診療

四　保健師による保健指導等の活動

五　医療機関の協力体制の整備

六　その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2　沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一　医師又は歯科医師の派遣

二　巡回診療車（巡回診療船を含む。）による巡回診療

3　国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなければならない。

4　沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5　第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6　国は、前項の費用のうち、第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号及び第三号に掲げる事業並びに第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

7　国及び沖縄県は、沖縄の市町村が沖縄振興計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

8　国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第九十二条を削り、第九十二条の二を第九十二条とする。

第九十三条及び第九十四条を削り、第七章中第九十五条を第九十三条とする。

第九十六条から第百四条までを削り、第八章中第百五条を第九十四条とし、第百五条の二を第九十五条とする。

第百五条の三第三項中「第百五条第一項」を「第九十四条第一項」に改め、同条第四項中「第八十九条第六項」を「第九十条第六項」に、「第百五条第一項から第三項まで」を「第九十四条第一項から第三項まで」に改め、同条を第九十六条とする。

第百五条の四第一項中「第百五条の二第二項第二号」を「第九十五条第二項第二号」に改め、同条を第九十七条とし、第百六条を第九十八条とする。

第百七条第六項中「第百七条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第百七条第五項」を「第九十九条第五項」に、「第百七条第四項」を「第九十九条第四項」に改め、同条を第九十九条とし、第百八条を第百条とし、第百九条を第百一条とし、第百十条を第百二条とする。

第九章中第百十一条を第百三条とし、第百十二条を第百四条とする。

第十章中第百十三条を第百五条とする。

第百十四条第一項第一号中「第六条第五項」を「第六条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「及び同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「勧告」の下に「並びに第八条第一項の規定による基準の策定及び確認」を加え、同項第二号中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「及び同条第三項」を「、同条第三項」に改め、「勧告」の下に「並びに第三十一条第一項及び第二項の規定による基準の策定及び確認」を加え、